

2022年3月

マツダ健康保険組合加入事業所
事業主経由 健康管理委員 殿

マツダ健康保険組合
担当：谷山
TEL 082-287-4644 (内)22860

2022年度 生活習慣病予防健診および特定保健指導について

標記の件につきまして下記の要領で実施いたしたく、内容をご確認いただきますとともに、対象者の皆様へ周知くださいますよう、よろしくお願いたします。

特定健診、特定保健指導は医療保険者に義務付けられた事業ですが、事業所にとりましても、健康な従業員を少しでも長く雇用するという観点から意義のあることと考えます。なかでも特定保健指導への参加者を増加させるため、費用は全額マツダ健保が負担いたしますので、事業所では就業時間中の参加に特段のご配慮を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

記

I 生活習慣病予防健診（特定健診を含む）

1. 対象となる被保険者の年齢

- ①40歳以上：昭和58年3月31日以前に生まれた方
- ②35歳：昭和62年4月1日～昭和63年3月31日に生まれた方
- ③30歳：平成4年4月1日～平成5年3月31日に生まれた方

2. 健診機関の選定と受診申込方法

健診機関（特定健診機関届出機関）に、直接お申し込みください。その際、**上記1.の全ての受診者について、特定健診部分の結果をxmlデータ**（国の定める電子的標準様式に基づく特定健診結果データ）で作成するよう依頼してください。なお、血清クレアチニン検査（詳細健診）を実施した場合、血清クレアチニン及びeGFRを、納品されるxmlデータに含めていただくようお願いいたします。

※血液検査に含まれる健診データ、ALPおよびLDについて

国への健診データ入力システムが新基準（IFCC）に対応できないため、旧測定値（JSCC）でデータ作成いただくよう、健診機関への依頼をお願いいたします。新基準のデータが含まれた場合、国へのデータ納品、およびPepUpへの健診結果反映ができないため、データの再作成をお願いすることになりますのでご協力をお願いいたします。

【重要なお知らせ】

第2期データヘルス計画に基づき、若年層を対象とした保健事業に取り組むため、40歳以上の方のデータと一括作成で結構ですので、**30・35歳の健診についても特定健診部分の結果のxmlデータの送付をお願いいたします。**

3. 健診項目

【労働安全衛生法に基づく健診項目】（事業主負担）

- 問診・身体計測（腹囲含む）・視力・聴力・血圧・尿一般・血液一般・胸部レントゲン・心電図
- ・生化学（肝機能・糖質・脂質（LDLコレステロール含む））

【マツダ健保が付加する健診項目】（マツダ健保負担）

胃部レントゲン・眼底検査・生化学（腎機能）・便潜血 **※腹部超音波（エコー）は補助対象外です。**

●女性希望者のみ追加できる項目

- ①子宮がん検診（子宮頸部細胞診のみ）
- ②乳がん検診（乳房X線（マンモグラフィー）と超音波（エコー）は、いずれか一方のみ補助対象とします。）

4. 健診費用

事業主負担額（法定健診項目分）と、マツダ健保負担分（付加健診項目分）を明確に仕訳することが困難な場合には、事業主負担額は **15,950 円/人(消費税込)** ※マツダ病院価格を参考。
マツダ健保負担分（付加健診項目分）は、**上限 20,000 円/人(消費税込)**とします。
但し、子宮がん・乳がん検診料は上記限度額とは別に健保組合が負担します。

5. 健診費用の支払と健診結果データの受領

①事業所にて全額立替払いをした場合

立替払いをした費用のうち、健保組合負担分（3.健診項目、および4.健診費用を参照）について請求書を発行してください。また、請求書には以下 A～C を全て添付ください。

- A. 健診料全額を証明する書類(健診機関からの請求書、明細書の写し等)
- B. 受診者名簿(氏名・被保険者証番号・生年月日を明記)
- C. 健診結果の xml データ (CD 媒体送付または、GDEx を利用して送信ください。)

②健診機関に、事業主負担分・健保組合負担分を別々に請求書を発行してもらう場合

請求書の内容を確認後、健保組合宛での請求書に、①と同様に、上記 A～C のものを添付ください。

以上

II 特定保健指導

1. 対象者

昭和 58 年 3 月 31 日以前に生まれた被保険者のうち、健診結果から要特定保健指導となった方（マツダ健保が作成する対象者リストをもとに、事業所において本人への意思確認のうえ決定）

2. 保健指導機関の選定と実施方法

マツダ健保の委託する特定保健指導実施機関により実施します。事前にマツダ健保より事業所にご意向をお伺いし、運用方法等を十分に打ち合わせてから実施します。

3. 特定保健指導費用の支払と保健指導結果データの受領

特定保健指導実施機関は、請求書に特定保健指導結果データ(国の定める電子的標準様式によるもの)を添付してマツダ健保に提出します。マツダ健保は内容を確認後、保健指導機関へ利用料を支払います。

4. 特定保健指導の利用時間の取扱い

特定保健指導は、保険者に実施義務が課せられており、労働者個人の意思により利用されるものです。しかしながら、特定保健指導を受けるための機会の拡充や実施率の向上は、労働者の健康の保持増進につながり、医療費適正化等を通じて事業主の保険料負担にも関係することから、事業主におかれては、就業時間中の特定保健指導の実施に特段の配慮をいただき、ご協力をお願いいたします。

以上